

健康福祉審議会	2022/6/7	資料4－1
第9回 地域福祉部会		

中野区子どもの権利に関する条例の制定について

区は、区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するため、中野区子どもの権利に関する条例を以下のとおり制定したので報告する。

1 中野区子どもの権利に関する条例

別紙のとおり

2 中野区子どもの権利救済機関の設置

中野区地域福祉計画に規定する「子どもが相談でき、解決に向けた支援ができる仕組みづくり」の一環として、子どもの権利の侵害からのすみやかな救済及び子どもの権利の保障を図るため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を任命した。また、子どもが救済委員に対し必要な相談を行えるよう、相談窓口を設置し、相談・調査専門員を配置する。

（1）救済委員

学識経験者 3名

（2）救済委員の任期

2年

（3）相談窓口

① 開設場所

教育センター分室内

② 開設時期（予定）

令和4年9月